○農業保険法第百八十条第三項等の規定に基づく農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件

（平成三十年六月八日農林水産省告示第千二百八十七号）

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百八十条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第四十三条第四項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百四十七条第二項の規定に基づき、農業経営収入保険に係る保険料標準率、通常標準被害率及び再保険料基礎率を次のように定める。

1　農業保険法（以下「法」という。）第百八十条第二項の保険料標準率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十六条第一項に規定する保険限度額区分等をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

保険限度額区分等	保険料標準率

法第百七十九条第一項の保険限度額の同条第二項の基準収入金額に対する割合	規則第百七十五条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合	
百分の九十	—	四・三七〇パーセント
	百分の五十	四・一七三パーセント
	百分の六十	三・九四四パーセント
	百分の七十	三・四六三パーセント
百分の八十八	—	三・八六五パーセント
	百分の五十	三・六六一パーセント
	百分の六十	三・四二六パーセント
	百分の七十	二・九三一パーセント
百分の八十五	—	三・二一一パーセント
	百分の五十	二・九九七パーセント
	百分の六十	二・七五一パーセント
	百分の七十	二・二三五パーセント

百分の八十三	—	二・八三七パーセント
	百分の五十	二・六一五パーセント
	百分の六十	二・三六三パーセント
	百分の七十	一・八三〇パーセント
百分の八十	—	二・三五七パーセント
	百分の五十	二・一二四パーセント
	百分の六十	一・八六〇パーセント
	百分の七十	一・三〇四パーセント
百分の七十八	—	二・〇八七パーセント
	百分の五十	一・八四七パーセント
	百分の六十	一・五七六パーセント
	百分の七十	一・〇〇一パーセント
百分の七十五	—	一・七三八パーセント
	百分の五十	一・四八四パーセント
	百分の六十	一・二〇六パーセント

百分の七十	百分の七十
百分の五十	一
百分の六十	百分の五十
百分の六十五	百分の六十
百分の五十	一
百分の六十	百分の五十
百分の六十	百分の六十
百分の五十	一
百分の六十	百分の五十
百分の五十五	一
百分の五十	百分の五十
百分の五十	一

〇・五九八パーセント	〇・五九八パーセント
一・二九一パーセント	一・二九一パーセント
一・〇二二パーセント	一・〇二二パーセント
〇・七一四パーセント	〇・七一四パーセント
〇・九七六パーセント	〇・九七六パーセント
〇・六七八パーセント	〇・六七八パーセント
〇・三四〇パーセント	〇・三四〇パーセント
〇・七三一パーセント	〇・七三一パーセント
〇・四〇九パーセント	〇・四〇九パーセント
〇・五五一パーセント	〇・五五一パーセント
〇・一九二パーセント	〇・一九二パーセント
〇・四三四パーセント	〇・四三四パーセント

2　農業保険法施行令第四十三条第一項及び第二項の通常標準被害率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

保険限度額区分等	法第百七十九条第一項の保険限度額の同条第二項の基準収入金額に対する割合	規則第百七十五条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合	通常標準被害率
	百分の九十	—	四・六九一パーセント
		百分の五十	四・四九一パーセント
		百分の六十	四・二四四パーセント
		百分の七十	三・七一二パーセント
	百分の八十八	—	四・一五五パーセント

	百分の五十	三・九四九パーセント
	百分の六十	三・六九六パーセント
	百分の七十	三・一五〇パーセント
百分の八十五	—	三・四五八パーセント
	百分の五十	三・二四二パーセント
	百分の六十	二・九七八パーセント
	百分の七十	二・四〇九パーセント
百分の八十三	—	三・〇五五パーセント
	百分の五十	二・八三二パーセント
	百分の六十	二・五六一パーセント
	百分の七十	一・九七五パーセント
百分の八十	—	二・五三六パーセント

	百分の五十	二・三〇二パーセント
	百分の六十	二・〇一九パーセント
	百分の七十	一・四〇八パーセント
百分の七十八	—	二・二四三パーセント
	百分の五十	二・〇〇〇パーセント
	百分の六十	一・七一〇パーセント
	百分の七十	一・〇七九パーセント
百分の七十五	—	一・八六五パーセント
	百分の五十	一・六〇四パーセント
	百分の六十	一・三〇五パーセント
	百分の七十	〇・六四一パーセント
百分の七十	—	一・三七八パーセント

	百分の五十	一・〇九九パーセント
	百分の六十	〇・七七〇パーセント
百分の六十五	—	一・〇三二パーセント
	百分の五十	〇・七二四パーセント
	百分の六十	〇・三六二パーセント
百分の六十	—	〇・七七四パーセント
	百分の五十	〇・四三一パーセント
百分の五十五	—	〇・五八七パーセント
	百分の五十	〇・二〇一パーセント
百分の五十	—	〇・四六六パーセント

3　規則第二百四十七条第二項の再保険料基礎率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

保険限度額区分等	法第百七十九条第一項の保険限度額の同条第二項の基準収入金額に対する割合	規則第百七十五条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合	再保険料基礎率
	百分の九十	—	〇・一九〇パーセント
		百分の五十	〇・一九一パーセント
		百分の六十	〇・一八一パーセント
		百分の七十	〇・一四八パーセント
	百分の八十八	—	〇・一七三パーセント

	百分の五十	〇・一七四パーセント
	百分の六十	〇・一六四パーセント
	百分の七十	〇・一三一パーセント
百分の八十五	—	〇・一四七パーセント
	百分の五十	〇・一五〇パーセント
	百分の六十	〇・一三九パーセント
	百分の七十	〇・一〇六パーセント
百分の八十三	—	〇・一二九パーセント
	百分の五十	〇・一三二パーセント
	百分の六十	〇・一二二パーセント
	百分の七十	〇・〇八八パーセント
百分の八十	—	〇・一〇三パーセント

	百分の五十	〇・一〇八パーセント
	百分の六十	〇・〇九八パーセント
	百分の七十	〇・〇六三パーセント
百分の七十八	—	〇・〇九〇パーセント
	百分の五十	〇・〇九二パーセント
	百分の六十	〇・〇八二パーセント
	百分の七十	〇・〇四七パーセント
百分の七十五	—	〇・〇七二パーセント
	百分の五十	〇・〇七一パーセント
	百分の六十	〇・〇五九パーセント
	百分の七十	〇・〇二四パーセント
百分の七十	—	〇・〇四六パーセント

	百分の五十	〇・〇四三パーセント
	百分の六十	〇・〇三二パーセント
百分の六十五	—	〇・〇二六パーセント
	百分の五十	〇・〇二三パーセント
	百分の六十	〇・〇一一パーセント
百分の六十	—	〇・〇二〇パーセント
	百分の五十	〇・〇〇九パーセント
百分の五十五	—	〇・〇一八パーセント
	百分の五十	〇・〇〇四パーセント
百分の五十	—	〇・〇一七パーセント

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示による改正後の平成三十年六月八日農林水産省告示第千二百八十七号の規定は、令和四年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附　則　（令和四年三月二日農林水産省告示第五百十四号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附　則　（令和四年六月十四日農林水産省告示第千六号）

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示による改正後の平成三十年六月八日農林水産省告示第千二百八十七号の規定は、令和五年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附　則　（令和五年五月二十五日農林水産省告示第六百十号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の規定は、令和六年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。